

広告募集案内【定価制】
(イベント等協賛募集仕様書)

サイクルスタンプラリーに協賛してくださる事業者を以下のとおり募集します。

■対象事業

名 称	サイクルスタンプラリー
事業概要	横浜市道路局では、自転車を使って楽しく横浜を巡るきっかけとなるようなサイクルスタンプラリーを実施します。 参加者はスタンプを5つ以上集めると各種景品が当たる抽選に応募できます。 (抽選は令和2年12月、景品発送は令和3年1月を予定しています)
日 時	令和2年9月16日(水)～令和2年12月15日(火) ※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、開催取りやめ及び開催途中での中止の可能性があります。
開催場所	横浜市全域
来場者数・来場者層	イベント展開期間中、約2千人の応募を想定

■横浜市がご協力いただきたいこと

項 目	内 容
参加者への景品	参加者に抽選でプレゼントする景品のための物品を無償でご提供ください。 (ご提供いただく時期は令和2年11月を予定しています) 【景品の条件】 総額1万円以上相当の物品

■横浜市からご提供できるスポンサーメリット

項 目	内 容
イベントチラシ及びホームページでの協賛企業、施設、団体名をご紹介	区役所等で配布するイベントチラシ、ポスター及びイベント告知ホームページにて協賛企業名等をご紹介します。

■ご留意いただきたい点

- 新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、開催取りやめ及び開催途中での中止の可能性があります。
- 開催の取りやめ及び途中で中止が決定した場合は、物品のご提供及び広告掲出等については実施しない場合もあります。
なお、それにより発生した損害については横浜市では責任を負いません。
- ご提供いただく物品については、横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。
- 景品の提供に御協力いただける場合は、令和2年8月3日(月)までに申込書と合わせて、景品の写真を横浜市道路局交通安全・自転車政策課に提出してください(同課が広告掲載基準等と照らして提供内容の審査を行います)。
- ご提供いただく物品については、広告掲載基準等に基づき、提供品の調整や広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■申込み

申 込 条 件	広告代理店のほか、協賛企業自らの申込みも可能です。 ※お申込時に広告主が決定していない場合は、決定後に速やかに広告主審査を受けてください。
申 込 方 法	申込書（別紙）、提供物品の写真をEメール又はFAX等で下記申込先へ送付してください。
事業者選定方法	上記「ご留意いただきたい点」に記載しております留意点に合致するものうち、本イベントとの整合性のあると認められるものを選定します。
募 集 開 始 日	令和2年7月20日（月）
申 込 期 間	令和2年7月20日（月）～令和2年8月3日（月）
申 込 先	（担当課名）横浜市道路局交通安全・自転車政策課 （所在地）〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 （TEL/FAX）TEL 045-671-3644 /FAX 045-663-6868 （Eメール）do-kotsujitensya@city.yokohama.jp

広告掲載申込書（イベント協賛等：先着順）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/ FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	サイクルスタンプラリー		
	協賛内容	提供物品：		
		物品製作に係る経費 _____ 千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として使わせて頂きます。		
	広告内容 ※広告の掲載がある場合のみ記入してください。			
個人情報の収集	有 ・ 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）		
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・申込者が広告代理店である場合、広告主に対して横浜市が定める広告料を超える金額で販売しません。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（ 希望する ・ 希望しない ・ 登録済 ）